

居宅介護支援事業所管理者 様

佐久市福祉部高齢者福祉課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

特定事業所集中減算の「正当な理由」に係る基準を下記のとおり通知いたします。
内容をご了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

記

1 「正当な理由」の取扱い

次の（１）から（６）のいずれかに該当する場合を「正当な理由」とする。

- （１）居宅介護事業所の通常の事業の実施地域に所在する訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に、５事業所未満である。なお、通常の事業の実施地域とは、運営規程に定める地域とし、特定の建物等で通常の実施地域を限定している場合は、正当な理由に該当しない。また、地域密着型サービスについては、利用者の居住している市町村ごとに数えた場合に、すべての市町村において５事業所未満である場合をいう。
- （２）特別地域居宅介護支援加算を受けている指定居宅介護支援事業所である。
- （３）判定期間の１か月当たりの平均の居宅サービス計画件数が２０件以下である。
- （４）居宅サービス計画に位置付けたサービスごとでみたときに、居宅サービス計画が１か月当たりの平均で１０件以下である。
- （５）減算対象となる紹介率が最高となる法人（以下、紹介率最高法人という。）の事業所が、次のア及びイの２つの要件のうちいずれかに該当し、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合により、特定の事業所に集中していると認められる。

ア 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの。

なお、居宅サービス計画数の算定にあたっては、前段の要件を満たした月の翌月から、当該事例について除外できるものとする。

イ サービスの種類ごとに、紹介率最高法人の居宅サービス計画から、集中することがやむを得ないものとして、第三者評価を過去３年度以内に受け、共通項目及び種別項目の評価結果で、a 判定が判定項目の９０％以上である事業所の当該居宅サービス計画数を除外した居宅サービス計画数について、その占める割合が８０％以下となる。

(6) 判定期間開始日前一年以内に実施した地域ケア会議等において、介護サービスについての地域課題を検討する中で、特定のサービスが紹介率最高法人に集中することについて、やむを得ないと認められている場合。

2 「地域ケア会議等」における意見・助言を求める際の居宅介護支援事業所の手続きについて
佐久市では、正当な理由について必要な事項を審査するため、「佐久市サービス適正化委員会」(以下「適正化委員会」という。)を設置しています。

1(5)ア、(6)に示された事項が発生し審査を希望する居宅介護支援事業所は、高齢者福祉課までご連絡ください。

＜ 手続きの流れ ＞

手順	内容
1	高齢者福祉課 介護保険給付係に適正化委員会で意見、助言を受けたい旨の申出をする。(必要書類等の案内をします。)
2	提出期限までに高齢者福祉課に必要書類を提出する。
3	適正化委員会に出席し、意見・助言を受ける。(意見・助言を受けた内容は居宅サービス計画に反映させていただきます。)
4	適正化委員会から審査結果(様式3又は様式4)を受領する。
5	判定期間において減算の要件に該当する場合、様式3又は様式4を添付した必要書類を提出期限までに高齢者福祉課 介護保険事業係に提出する。

3 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は毎年度2回、当該事業所において作成された居宅サービス計画(給付管理を行った計画のみ)を対象とし、事業所において減算の適用の有無を確認すること。減算の要件に該当した場合は、次の減算適用期間の居宅介護支援すべてについて減算を適用する。

	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日(必着)	10月1日～翌年3月31日
後期	9月1日～翌年2月末日	3月15日(必着)	4月1日～9月30日

4 届出書の提出方法

「特定事業所集中減算届出書」(様式1)は、全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存すること。確認の結果、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数の占める割合が80%を超えた場合は、下記の提出書類を所定の期日までに提出すること。

なお、80%を超えない場合も、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の特定事業所集中減算における区分が前回の判定から変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出する必要があるため、留意すること。

(2) 提出書類（各 1 部）

- ・「特定事業所集中減算届出書」（様式 1）
- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」※前回の判定から変更になる場合
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」※前回の判定から変更になる場合

・その他添付資料

1 の「正当な理由」の取扱いで示す理由に応じて、次の添付資料を併せて提出すること。

● 1（1）の場合

居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域における当該サービスの事業者一覧がわかるもの（任意様式）

● 1（5）アの場合

- ・「正当な理由に関する説明書」（様式 2）
- ・「地域ケア会議等における意見・助言内容（利用者から理由書の提出を受けている場合）（様式 3）
- ・利用者から提出された理由書（任意様式）

● 1（5）イの場合

- ・「正当な理由に関する説明書」（様式 2）
- ・当該事業所の第三者評価の受信結果票の写し（直近のもの）

● 1（6）の場合

- ・「正当な理由に関する説明書」（様式 2）
- ・「地域ケア会議等における意見・助言内容（集中することがやむを得ないと認められた場合）」（様式 4）

※ 1（2）、（3）、（4）の場合は、添付資料の提出は必要ありません。また、80%を超えない場合も、これらの添付資料の作成は不要です。

5 留意事項

- ・ 80%を超えた場合であっても、正当な理由があれば減算は適用されません。
- ・ 「正当な理由」に係る基準については、国の例示等を踏まえて定めています。
- ・ 算定にあたっては、同一法人格を有する法人単位で判断します。
- ・ 平成 30 年度介護報酬改定から、減算対象サービスは「訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護」となりました。

佐久市 高齢者福祉課 介護保険事業係
TEL:0267-62-3154